

鹿児島県行財政改革有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化などに対応した持続可能な行財政構造を構築するため、新たな行財政運営の指針を策定するに当たり、広範な意見を聴取することを目的として、鹿児島県行財政改革推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、鹿児島県行財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議の所掌事務は、新たな行財政運営の指針策定に当たって意見を述べることとする。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内で組織する。
2 委員は、学識経験者をはじめ様々な分野で活動されている人のうちから、知事が指名し委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から新たな行財政運営の指針策定の日までとする。

(会長)

第5条 有識者会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 会議には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

(報償費及び旅費)

第7条 委員には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開を原則とするが、会議で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、総務部人事課行政管理室において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、新たな行財政運営の指針が策定された日限り、その効力を失う。